

資料2

6月12日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

(2) 報告事項

① 農業

- ・ ジメタメトリン（暫定基準の見直し+魚介類）····· 1
 - ・ ブタクロール（魚介類）····· ······ 4
 - ・ フラメトピル（暫定基準の見直し+適用拡大+魚介類）· 7

② 動物用医薬品

- ・ チアンフェニコール（暫定基準の見直し）····· 12
 - ・ ベンジルペニシリン（暫定基準の見直し）····· 15

③ 動物用医薬品及び飼料添加物

- ・ アビラマイシン（暫定基準の見直し）・・・・・・・・ 19

ジメタメトリン (Dimethametryn)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制定導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{H}_3\text{CS}-\text{N}=\text{C}=\text{N}-\text{NH}-\text{CH}(\text{CH}_3)-\text{CH}(\text{CH}_3)\text{CH}_3 \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \\ \text{N}=\text{C}=\text{N} \qquad \qquad \qquad \qquad \text{CH}_3 \\ \\ \text{NHC}_2\text{H}_5 \end{array} $										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアジン系の除草剤である。根部及び茎葉部から吸収され、光合成電子伝達系を阻害することにより、枯死させるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草、直播水稻／マツバイ 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧洲連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0094 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.94 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ジメタメトリンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	5.6	幼小児 (1~6歳)	9.1	妊婦	4.9	高齢者 (65歳以上)	5.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	5.6										
幼小児 (1~6歳)	9.1										
妊婦	4.9										
高齢者 (65歳以上)	5.5										
意見聴取の状況	平成24年4月17日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ジメタメトリン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
魚介類	0.2		申			推:0.16

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値。(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

推:推定される残留量であることを示す。

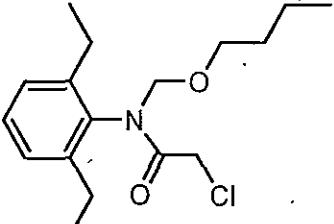
答申(案)

(別紙2)

ジメタメトリル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
魚介類	0.2

ブタクロール (Butachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があつたもの										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草、直播水稻／マツバイ 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ブタクロールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="555 1426 1413 1674"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.0	幼小児 (1~6歳)	11.6	妊婦	5.9	高齢者 (65歳以上)	7.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.0										
幼小児 (1~6歳)	11.6										
妊婦	5.9										
高齢者 (65歳以上)	7.0										
意見聴取の状況	平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ブタクロール

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			
魚介類	0.2		申			推:0.122

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

推:推定される残留量であることを示す。

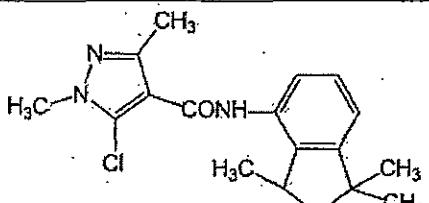
答申(案)

(別紙2)

ブタクロール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
魚介類	0.2

フラメトピル (Furametpyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	カルボキシアミド系殺菌剤である。イネ紋枯病をはじめとする担子菌類に高い活性を示す。作用機構としては呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害と考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稻／紋枯病、てんさい／根腐病 等										
我が国の登録状況	稻、てんさいに農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.007 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (+/-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フラメトピルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	30.1	幼小児 (1~6歳)	52.6	妊婦	23.0	高齢者 (65歳以上)	30.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	30.1										
幼小児 (1~6歳)	52.6										
妊婦	23.0										
高齢者 (65歳以上)	30.1										
意見聴取の状況	平成24年4月17日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいふ。)	0.5	1	○			0.12(\$), 0.05
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいふ。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.2	0.1	○・申			0.041, 0.014
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスペラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
トマト		0.1					
ピーマン		0.1					
なす		0.1					
その他のなす科野菜		0.1					
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1					
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1					
しろうり		0.1					
すいか		0.1					
メロン類果実		0.1					
まくわうり		0.1					
その他のうり科野菜		0.1					
ほうれんそう		0.1					
たけのこ		0.1					
オクラ		0.1					
しょうが		0.1					
未成熟えんどう		0.1					
未成熟いんげん		0.1					
えだまめ		0.1					
マッシュルーム		0.1					
しいたけ		0.1					
その他のきのこ類		0.1					
その他の野菜		0.1					
みかん		0.1					
なつみかんの果実全体		0.1					
レモン		0.1					
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1					
グレープフルーツ		0.1					
ライム		0.1					
その他のかんきつ類果実		0.1					
りんご		0.1					
日本なし		0.1					
西洋なし		0.1					
マルメロ		0.1					
びわ		0.1					
もも		0.1					
ネクタリン		0.1					
あんず(アプリコットを含む。)		0.1					
すもも(ブルーンを含む。)		0.1					
うめ		0.1					
おうとう(チェリーを含む。)		0.1					
いちご		0.1					
ラズベリー		0.1					
ブラックベリー		0.1					
ブルーベリー		0.1					
クランベリー		0.1					
ハックルベリー		0.1					
その他のベリー類果実		0.1					
ぶどう		0.1					
かき		0.1					
バナナ		0.1					
キウイ		0.1					
パパイヤ		0.1					
アボカド		0.1					
パイナップル		0.1					
グアバ		0.1					
マンゴー		0.1					
パッションフルーツ		0.1					
なつめやし		0.1					
その他の果実		0.1					
ひまわりの種子		0.1					
ごまの種子		0.1					

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
魚介類	0.2		申			推:0.17

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値。(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

():ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

推:推定される残留量であることを示す。

答申(案)

(別紙2)

フラメトピル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
てんさい	0.2
魚介類	0.2

※今回基準値を設定するフラメトピルとは、フラメトピルのみをいう。

チアンフェニコール (Thiamphenicol)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3-\text{SO}_2-\text{C}_6\text{H}_4-\text{CH}(\text{OH})-\text{CH}-\text{CH}_2\text{OH} \\ \\ \text{NH}-\text{CO}-\text{CHCl}_2 \end{array} $										
用途	動物用医薬品／合成抗菌剤										
作用機構	細菌の 70S リボソームの 50S サブユニットに結合することにより、ペプチド転移酵素を阻害し、タンパク質合成を阻害すると考えられている。										
適用動物／用途	豚／飼料添加剤、鶏／飲水添加剤 等										
我が国の登録状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されており、ADI として $0\text{--}5 \mu\text{g/kg}$ 体重/day が設定されている。国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的 ADI</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：チアンフェニコールとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	2.3	幼小児 (1~6 歳)	6.6	妊婦	1.7	高齢者 (65 歳以上)	2.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	2.3										
幼小児 (1~6 歳)	6.6										
妊婦	1.7										
高齢者 (65 歳以上)	2.3										
意見聴取の状況	平成 24 年 4 月 17 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

チアンフェニコール

(別紙1)

食品名	基準値(案)	基準値現行	栗事法
	ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	0.02	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02	0.02
乳		0.05	
鶏の筋肉	0.05	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.2	0.04	0.04
鶏の肝臓	0.05	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.02	0.02
鶏の食用部分*	0.05	0.02	0.02
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.02	0.02	0.02

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値。(暫定基準)

*：鶏の食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

チアンフェニコール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注)}	0.02
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.02

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ベンジルペニシリン (Benzylpenicillin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗生物質										
作用機構	ベンジルペニシリンはβラクタム系抗生物質で、作用機序は細菌の細胞壁合成阻害で殺菌的に作用する。										
適用動物／用途	牛、馬、豚、鶏等／細菌感染症の治療 等										
我が国の登録状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	F.A.O./W.H.O.合同食品添加物専門家会議 (J.E.C.F.A.)において評価されており、ADIとして $30 \mu\text{g}/\text{ヒト/day}$ 未満が設定され、国際基準が設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (E.U.)、オーストラリア及びニュージーランドを調査した結果、米国、カナダ、E.U.、オーストラリアにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) $30 \mu\text{g}/\text{ヒト/day}$</p> <p>ベンジルペニシリンのヒトの健康への影響については、$40 \mu\text{g}$ 未満のベンジルペニシリンの経口摂取によっても過敏症が生じたと考えられる症例に基づき、上記のADIであれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断している。今般、ヒトにおける危害情報を含め、毒性や安全性について特に新たな知見は報告されておらず、現時点における食品健康影響評価としては、評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきである。</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：ベンジルペニシリンとする。なお、トビシリン及びペネタメート由来のベンジルペニシリンが含まれること。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>45.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>19.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) 幼小児、妊婦及び高齢者については国民平均との体重比を考慮した。</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	19.9	幼小児 (1~6歳)	45.6	妊婦	17.8	高齢者 (65歳以上)	19.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	19.9										
幼小児 (1~6歳)	45.6										
妊婦	17.8										
高齢者 (65歳以上)	19.5										
意見聴取の状況	<p>平成24年2月8日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成24年3月26日～平成24年5月25日W.T.O.通報実施</p> <p>平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

ベンジルペニシン

(別紙1)

食品名	基準値(案) ppm	基準値 現行 ppm	国際 基準 ppm	米国 ppm	EU ppm	豪州 ppm	カナダ ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05	0.05		0.05	0.06	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.003	0.06			0.05	0.06	
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	0.06	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05			0.05	0.06	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.003	0.05			0.05	0.06	
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05	0.05		0.05	0.06	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.003	0.06			0.05	0.06	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05	0.05		0.05	0.06	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.003	0.06			0.05	0.06	
牛の食用部分*	0.05	0.05		0.05		0.06	0.05
豚の食用部分*	0.05	0.06				0.06	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.003	0.06				0.06	
乳	0.004	0.004	0.004		0.004	0.0015	0.01(IU/ml)
鶏の筋肉	0.05	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉		0.02		0.01	0.05		0.01
鶏の脂肪	0.05	0.05			0.05		
その他の家きんの脂肪		0.02		0.01	0.05		0.01
鶏の肝臓	0.05	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓		0.02		0.01	0.05		0.01

ベンジルペニシリン

(別紙1)

食品名	基準値(案) ppm	基準値 現行 ppm	国際 基準 ppm	米国 ppm	EU ppm	豪州 ppm	カナダ ppm
鶏の腎臓	0.05	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓		0.02		0.01	0.05		0.01
鶏の食用部分*	0.05	0.05					
その他の家きんの食用部分		0.01		0.01			0.01
鶏の卵		0.004					
その他の家きんの卵		0.004					
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.05			0.05		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.05			0.05		
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05	0.05			0.05		
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.05			0.05		
魚介類(貝類に限る。)		0.05			0.05		
魚介類(甲殻類に限る。)		0.05			0.05		
その他の魚介類		0.05			0.05		
はちみつ		0.004					

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値。(暫定基準)

*：食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

ベンジルペニシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.003
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.003
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.003
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.003
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.003
乳	0.004
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
魚介類（すざき目魚類に限る。）	0.05

今回基準値を設定するベンジルペニシリンとは、トビシリン及びペネタメート由来のベンジルペニシリンが含まれること。

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

アビラマイシン (Avilamycin)

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<p>アビラマイシン A : R=COCH(CH₃)₂ アビラマイシン B : R=COCH₃</p> <p>アビラマイシン A (60%以上)、アビラマイシン B (18%未満) 及び 14 の微量因子の混合物</p>										
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／抗生物質										
作用機構	オルトソマイシン系の抗生物質である。細菌のリボソーム 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害すると考えられている。主に、グラム陽性菌に抗菌力を有し、グラム陰性菌にはほとんど抗菌力を持たない。										
適用動物／用途	鶏、豚／飼料添加物 等										
我が国の登録状況	動物用医薬品としては承認されておらず、飼料添加物として指定されている。										
諸外国の状況	F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議 (J E C F A) において評価されており、A D I として 2 mg/kg 体重/day が設定され、国際基準が設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (E U) 、オーストラリア及びニュージーランドを調査した結果、E U 及び豪州において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 1.5 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性試験及び 3 世代繁殖毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 150 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：アビラマイシン A とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI / ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI / ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.0	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI / ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント、在京大使館への説明及びW T O 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

アビラマイシン

(別紙1)

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	飼安法 ppm	国際* 基準 ppm
豚の筋肉	0.03	0.03	0.025	0.2
豚の脂肪	0.03	0.03	0.025	0.2
6 豚の肝臓	0.03	0.03	0.025	0.3
豚の腎臓	0.03	0.03	0.025	0.2
豚の食用部分	0.03	0.03	0.025	
鶏の筋肉	0.03	0.03	0.025	0.2
その他の家きんの筋肉		0.05		0.2
鶏の脂肪	0.03	0.03	0.025	0.2
その他の家きんの脂肪		0.05		0.2
鶏の肝臓	0.03	0.03	0.025	0.3
その他の家きんの肝臓		0.05		0.3
鶏の腎臓	0.03	0.03	0.025	0.2
その他の家きんの腎臓		0.05		0.2
鶏の食用部分	0.03	0.03	0.025	
その他の家きんの食用部分		0.05		

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値。 (暫定基準)

*：ジクロロイソエバニニック酸の値

アビラマイシン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分	0.03
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

※今回基準値を設定するアビラマイシンとは、アビラマイシンAをいう。

